≪埋葬料（埋葬費）申請の際の留意点≫

１．埋葬料・家族埋葬料について

被保険者が死亡した場合、死亡した被保険者により生計を維持されていた方（扶養されていた遺族等）に「埋葬料」が支給されます。また、被扶養者が死亡した場合は、被保険者に「家族埋葬料」が支給されます。

ただし、被保険者が死亡した場合で、傷病の原因が業務上または通勤途上によるもので、労災保険が適用となるときは、健康保険の支給対象外となります。

２．埋葬費について

被保険者により生計を維持されていた方がいない場合は、実際に埋葬を行った方に、埋葬料の範囲内で、埋葬に要した実費が「埋葬費」として支給されます。

※埋葬に要した費用とは、葬儀代のほか、霊柩車代、霊前供物代、僧侶謝礼金、火葬料などの実費になります。

３．記入上の注意点

・ 被保険者等記号・番号は、マイナポータルや資格情報のお知らせを確認いただき、ご記入ください。
・「死亡した原因」には、病死の場合であれば病名を記入してください。
・被保険者の死亡による申請の場合には、「被保険者が記入するところ」は全て申請者が記入し、銀行口座や住所等は申請者の口座や住所を記入してください。

４．添付書類

死亡した人	申請者	添付書類	
被保険者	被扶養者	■埋葬料申請書の事業主証明	
	被扶養者以外で生計を共にされていた方	同居の場合	■埋葬料申請書の事業主証明 ■戸籍謄本（原本） ■住民票謄本（原本） ※死亡した被保険者と請求者が同居していたことが確認できるもの
		別居の場合	■埋葬料申請書の事業主証明 ■戸籍謄本（原本） ■送金証明等 ※定期的な仕送りの事実のわかる預貯金通帳のコピー等
	代わりに葬儀を執り行った人（被保険者と生計が別の方）	■埋葬料申請書の事業主証明 ■埋葬に要した費用の領収書および明細書（各原本） *注1	
被扶養者	被保険者	■埋葬料申請書の事業主証明	

＜任意継続費保険者　等＞

死亡した人	申請者	添付書類	
任意継続被保険者 -資格喪失後3ヶ月以内に死亡した人 -健康保険から退職後の継続給付を受けている間、もしくはその受給終了から3ヶ月以内に死亡した人	被扶養者	■市区町村長の埋葬・火葬許可証、死亡診断書、死体検案書、検死調書のいずれかの写し	
	被扶養者以外で生計を共にされていた方	同居の場合	■市区町村長の埋葬・火葬許可証、死亡診断書、死体検案書、検死調書のいずれかの写し ■戸籍謄本（原本） ■住民票謄本（原本） ※死亡した被保険者と請求者が同居していたことが確認できるもの
		別居の場合	■市区町村長の埋葬・火葬許可証、死亡診断書、死体検案書、検死調書のいずれかの写し ■戸籍謄本（原本） ■送金証明等 ※定期的な仕送りの事実のわかる預貯金通帳のコピー等
	代わりに葬儀を執り行った人（被保険者と生計が別の方）	■市区町村長の埋葬・火葬許可証、死亡診断書、死体検案書、検死調書のいずれかの写し ■埋葬に要した費用の領収書および明細書（各原本）*注1	
任意継続被保険者の被扶養者	任意継続被保険者	■市区町村長の埋葬・火葬許可証、死亡診断書、死体検案書、検死調書のいずれかの写し	

＊注1　領収書は申請者の方の氏名および死亡した方の氏名が記載されたもの

※埋葬料申請の他に、死亡した被保険者への保険給付金の支給や健康保険料の還付等の手続きのために、必要に応じて上記以外の書類の提出を依頼する場合があります。